

# 寒冷地手当の事務処理の手引き

令和5年1月

職員課

## 凡 例

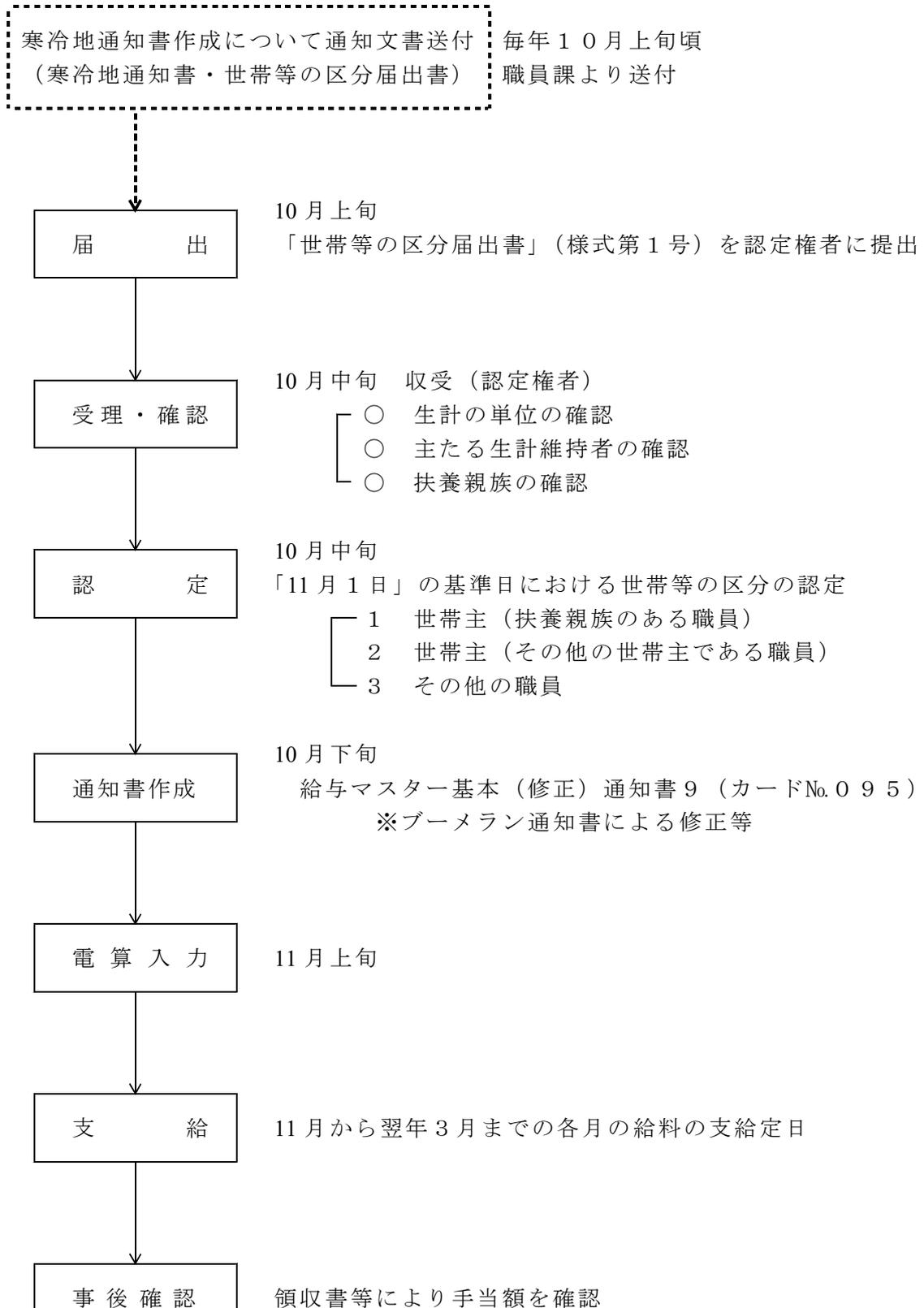
給 与 条 例	職員の給与の支給に関する条例 (昭和 26 年福島県条例第 9 号)	
給 与 支 給 規 則	職員の給与の支給に関する規則 (昭和 35 年人事委員会規則第 7 号)	
市 町 村 規 則	福島県市町村立学校職員の給与の支給に関する規則 (昭和 35 年人事委員会規則第 8 号)	
運 用 基 準	寒冷地手当の支給等に関する運用基準 (平成 9 年 3 月 31 日付け 9 教総第 167 号)	平成 16 年 12 月 24 日 付け 16 教総第 875 号 通知別記 3 参照

# 目 次

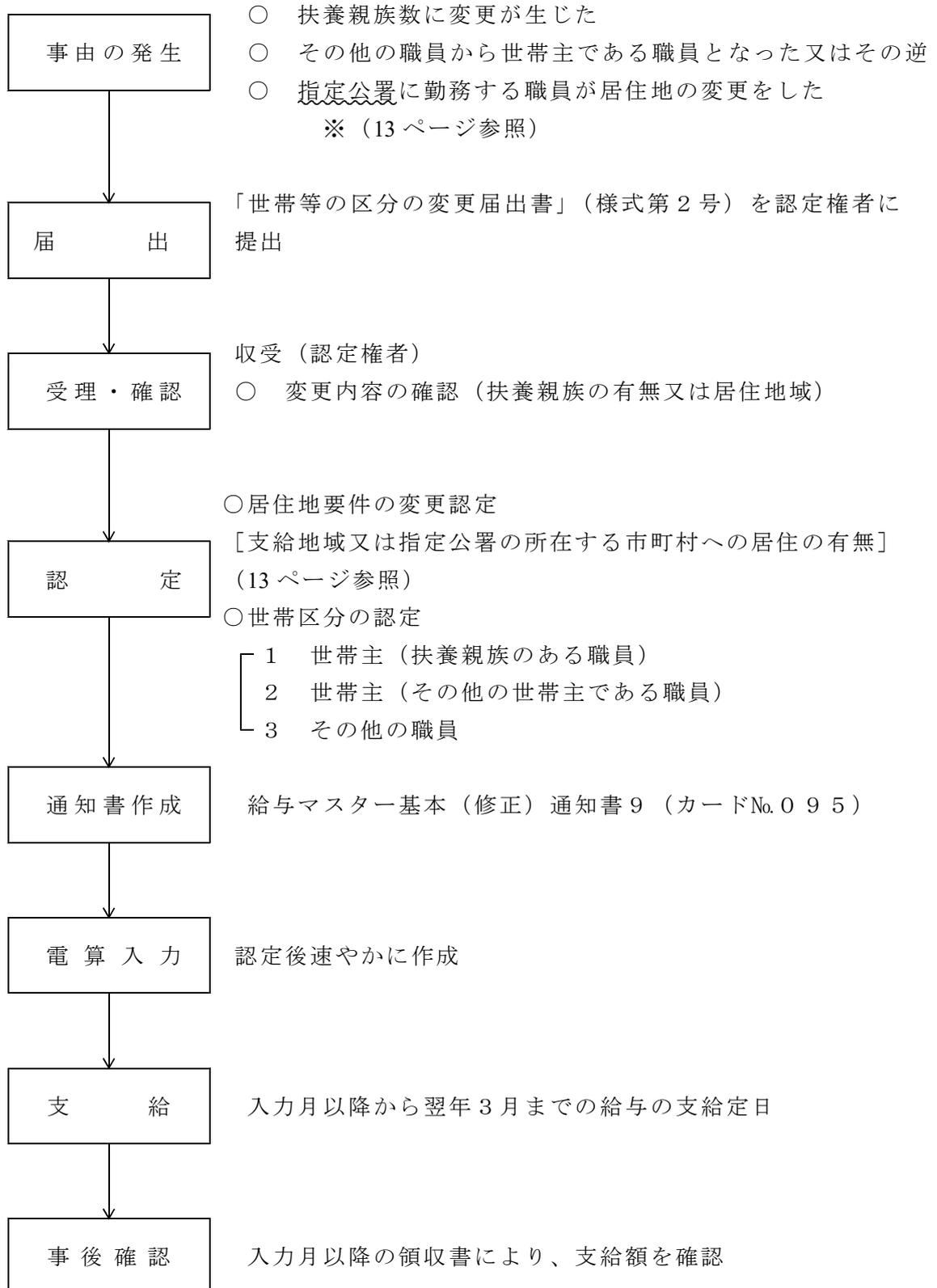
I	寒冷地手当の事務処理の流れ .....	1
1	寒冷地手当の支給 .....	1
2	11月2日から翌年3月1日までの間に 「世帯等の区分の変更」が生じた場合 .....	2
3	11月2日から翌年3月1日までの間に採用及び異動した場合 .....	3
II	「世帯等の区分届出書」等の提出 .....	4
	「世帯等の区分届出書」等の認定方法等 .....	5
	「世帯等の区分届出書」等の記入例 .....	6
III	世帯等の区分の確認・認定 .....	1 3
1	用語の意義等 .....	1 3
2	世帯等の区分の確認・認定のフロー .....	1 5
	【具体的な認定例】 .....	1 6
3	扶養親族の増減による世帯等の区分の変更時期 .....	2 0
IV	電算入力事務 .....	2 2
1	作成書類等 .....	2 2
2	作成方法 .....	2 2
3	寒冷地手当関係コード表 .....	2 3

# I 寒冷地手当の事務処理の流れ

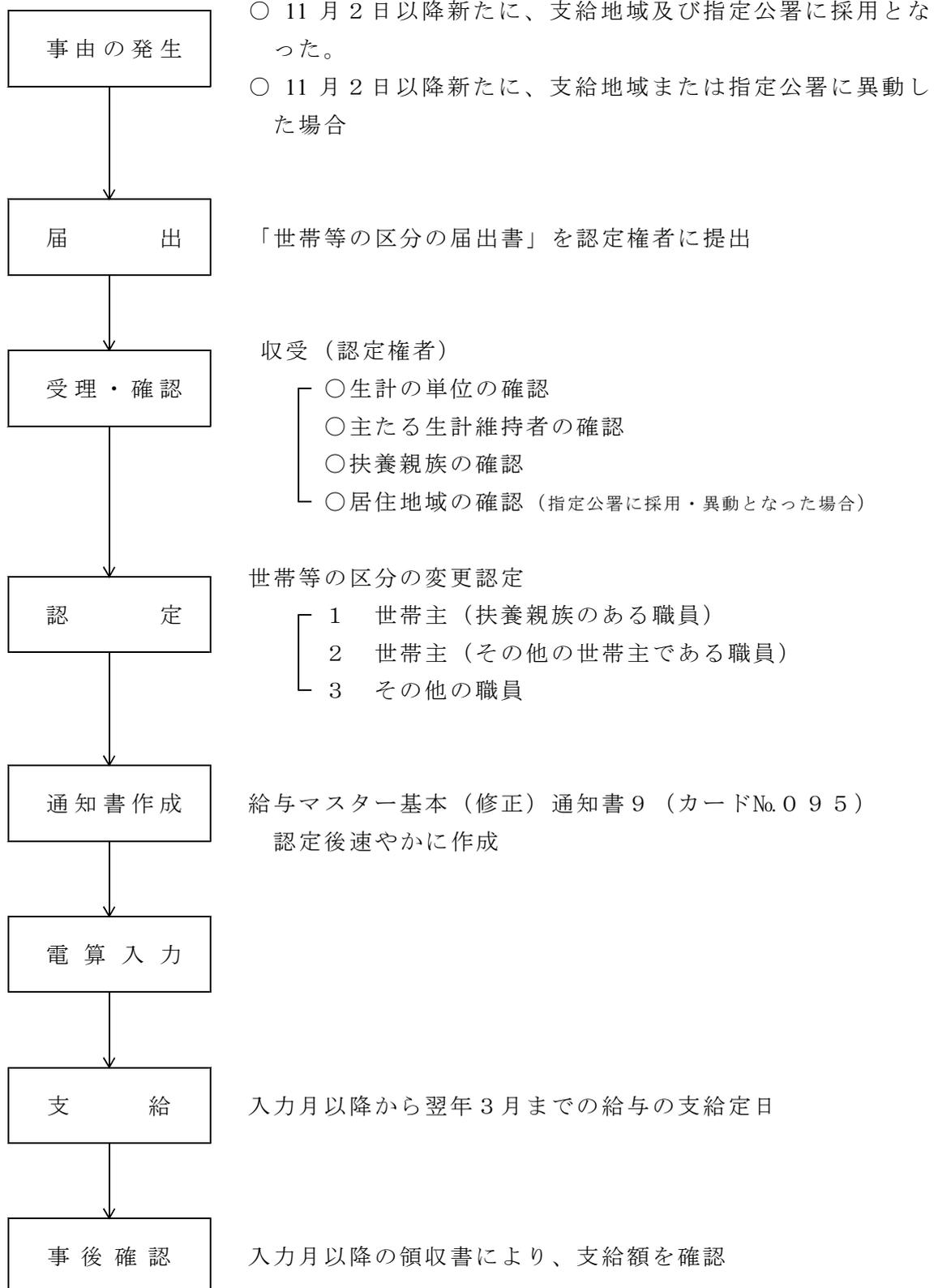
## 1 寒冷地手当の支給



## 2 11月2日から翌年3月1日までの間に「世帯等の区分の変更」が生じた場合



### 3 11月2日から翌年3月1日までの間に採用された場合又は異動した場合



## Ⅱ 「世帯等の区分届出書」等の提出

### 1 寒冷地手当が支給される場合

(1) 提出書類

「世帯等の区分届出書（様式第1号）」を認定権者に提出すること。

(2) 提出期限

各認定権者が別途定める日

(3) 記入方法

ア 「扶養親族」欄

同居、別居を問わず、扶養手当上の扶養親族に○を付すこと。

イ 「同居別居の別」欄

職員との同居、別居の別を記載すること。

ウ 「生計の単位」欄

職員と同一生計を営んでいる場合は○を付すこと。

エ 「年収額」欄

扶養手当における扶養親族の認定の基準による所得の取扱いでの収入額を記入すること。

オ 「申立欄」

同一生計である同居者の収入よりも職員の収入が少ない場合で「世帯主」として届け出る場合にのみ、その理由を記入すること。

カ 「備考」欄

同居している配偶者が県職員又は県費負担教職員である場合は、当該配偶者の世帯等の区分を記入すること。

### 2 寒冷地手当が支給されている職員に、11月2日から翌年3月1日までの間に世帯等の区分に変更が生じた場合

(1) 提出書類

「世帯等の区分の変更届出書（様式第2号）」を認定権者に提出すること。

(2) 提出時期

変更の事実が生じた日以降、速やかに認定権者に提出すること。

### 3 11月2日から翌年3月1日までの間に支給地域又は指定公署に採用された(異動した)場合

(1) 提出書類

「世帯等の区分届出書（様式第1号）」を認定権者に提出すること。

(2) 提出時期

採用又は異動後、速やかに認定権者に提出すること。

(3) 記入方法

上記「1 寒冷地手当が支給される場合」の例によること。

< 「世帯等の区分届出書」等の認定方法等 >

認 定 欄	記 載 事 項
「居住地要件」を認定する場合	指定公署に勤務する職員は居住地を確認し、認定する。
「地域等区分」を認定する場合	勤務する公署等の区分に応じ認定する。
「世帯等の区分」を認定する場合	基準日現在の世帯等の区分を確認し、認定する。
「世帯等の区分」に変更があった場合	11月2日から翌年3月1日までの間に世帯等の区分の変更内容について、「世帯等の区分の変更届出書（様式第2号）」を提出させ、認定する。
「居住地要件」に変更があった場合	指定公署に勤務する職員の居住地に変更があった場合、「世帯等の区分の変更届出書（様式第2号）」を提出させ、認定する。 ※ 居住地要件を満たさなくなる者は「地域等区分」の認定を行うこと。

【注意事項】 その他、運用基準、通知別記に定めるところにより世帯等の区分を認定すること。

< 「世帯等の区分届出書」等の記入例 >

区 分	事 例	頁
職 員 A	記入例1 「世帯等の区分届出書（様式第1号）」の記入例・認定例 ○令和4年4月1日 福島一小から田島小へ異動 ○認定欄：（地域区分：8、世帯区分1）	6
	記入例2 「世帯等の区分の変更届出書（様式第2号）」の記入例 ○扶養親族の増認定による世帯区分の変更	7
B	記入例3 「世帯等の区分届出書（様式第1号）」の認定例 ○認定欄：○扶養親族の増認定による世帯区分の変更	8
職 員 C	記入例4 「世帯等の区分届出書（様式第1号）」の記入例・認定例 ○令和4年4月1日 郡山東高から湖南高へ異動 ○認定欄：（地域区分：8、世帯区分1）	9
	記入例5 「世帯等の区分の変更届出書（様式第2号）」の記入例 ○居住地の変更に伴う、居住地要件喪失	10
	記入例6 「世帯等の区分届出書（様式第1号）」の認定例 ○居住地の変更に伴う、居住地要件喪失	11
職 員 D	記入例7 「世帯等の区分届出書（様式第1号）」の記入例・認定例 （年度中途採用者 R4.1.4 採用） ○講師採用職員の例（指定地域又は指定公署に採用の者）	12

※認定欄の世帯等の区分コード

世帯主である職員（扶養親族のある職員）・・・「1」

世帯主である職員（その他の世帯主である職員）・・・「3」 その他の職員・・・「4」

様式第 1 号

記入例 1

世帯等の区分届出書

令和 4 年 10 月 9 日提出

任命権者 福島県 教育委員会様	勤務公署	田島小学校			所属コード	7	5	1	8	1		
	職名	教諭	氏名	会津 大吉	職員番号	1	2	3	4	5	6	7
	住所	南会津郡南会津町田島字根子屋甲 4277 番地の 1										
居住の状況	<input type="checkbox"/> 自宅等 (所有権: <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無、) <input checked="" type="checkbox"/> 自宅等以外											
職員の給与に関する条例第18条（福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例第8条の8の2）に係る世帯等の区分について、次のとおり届け出ます。												
世帯等の区分 (該当するものを ○で囲むこと。)	① 世帯主である職員（扶養親族のある職員） ② 世帯主である職員（その他の世帯主である職員） ③ その他の職員											
同居者 び扶養親族 (別居を含む) の状況	氏名	続柄	生年月日	扶養親族 (0印を付す)	同居 別居	生計の単位 (同一の場合は 0印を付す)	職業 (職員の場 合は勤務先)	年 収 額				
								種 類	金 額			
	会津 大吉	本人						給与	月額352,100円			
	ひろみ	妻	S57.7.2		同居	○	田島二小	給与	月額307,100円			
	一郎	子	H21.4.3	○	同居	○	——	—	——			
	由美	子	H22.6.4	○	同居	○	——	—	——			
	浩二	父	S25.9.5		同居	○	——	年金	2,100,000円			
申立欄							備考	配偶者の世帯等の区分「3」 ※配偶者の所属に確認すること				
下記のとおり認定する。 福島県教育委員会												
※ 認 定 欄	基準日	4・11・1		・	・	・	・	・	・	・	・	
	認定年月日	4・10・23										
	居住地要件											
	地域等区分	8										
	世帯等の区分	1										
	世帯等区分、 居住地の変更 年月日及び変 更事由			・	・	・	・	・	・	・	・	・
認定権 者	担当 者											

※世帯等の区分コード 世帯主である職員（扶養親族のある職員）・・・「1」  
世帯主である職員（その他の世帯主である職員）・・・「3」 その他の職員・・・「4」

## 世帯等の区分の変更届出書

さきに届け出た世帯等の区分、又は居住地（※）に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

### 記

#### 1 変更内容

■ 世帯等の区分

- 世帯主である職員（扶養親族のある職員）
- 世帯主である職員（その他の世帯主である職員）
- その他の職員

居住地（※）

---

#### 2 変更事由（具体的に記入すること。）

令和4年12月24日に第一子が出生し、扶養親族として認定されたため。

#### 3 変更の事実の生じた日

令和4年12月24日

令和4年12月28日

任命権者 福島県教育委員会 様

所属名 田島小学校

職・氏名 教諭 田島 大吉

※居住地の変更届出については、指定公署に在勤している職員のみが対象となること。

様式第1号

記入例3

世帯等の区分届出書

令和4年10月9日提出

任命権者 福島県 教育委員会様	勤務 公署	田島小学校			所属コード	7	5	1	8	1		
	職名	教諭	氏名	田島 大吉	職員番号	2	3	4	5	6	7	8
	住所	南会津郡南会津町田島字根子屋甲 4277 番地の2										
居住の状況	<input type="checkbox"/> 自宅等 (所有権: <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無、) <input checked="" type="checkbox"/> 自宅等以外											
職員の給与に関する条例第18条（福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例第8条の8の2）に係る世帯等の区分について、次のとおり届け出ます。												
世帯等の区分 (該当するものを○で囲むこと。)	1 世帯主である職員（扶養親族のある職員） ② 世帯主である職員（その他の世帯主である職員） 3 その他の職員											
同居者及び扶養親族 (別居を含む) の状況	氏名	続柄	生年月日	扶養親族 (0印を付す)	同居別の 居居別	生計の単位 同一の場合は 0印を付す	職業 (職員の場合は は勤務先)	年 収 額				
								種 類	金 額			
	棚倉 太郎	本人						給与	月額275,200円			
	花子	妻	S62.6.7		同居	○	高野小	給与	月額267,100円			
申立欄							備考	配偶者の世帯等の区分「3」 ※配偶者の所属に確認すること				
下記のとおり認定する。 <span style="float: right;">福島県教育委員会</span>												
※ 認 定 欄	基準日	4・11・1	5・1・1	・	・	・	・	・	・	・	・	
	認定年月日	4・10・23	4・12・28									
	居住地要件											
	地域等区分	8	8									
	世帯等の区分	3	1									
	世帯等区分、 居住地の変更 年月日及び 変更事由		4・12・24 子の出生により 世帯区分 3→1									
認定権 者	担当者											

※世帯等の区分コード 世帯主である職員（扶養親族のある職員）・・・「1」  
世帯主である職員（その他の世帯主である職員）・・・「3」 その他の職員・・・「4」

様式第1号

記入例4

世帯等の区分届出書

令和4年10月9日提出

任命権者 福島県 教育委員会様	勤務公署	湖南高校			所属コード	7	9	2	3	0		
	職名	教諭	氏名	郡山 二郎	職員番号	3	4	5	6	7	8	9
	住所	郡山市麓山1丁目1番1号										
居住の状況	<input type="checkbox"/> 自宅等 (所有権: <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無、) <input checked="" type="checkbox"/> 自宅等以外											
職員の給与に関する条例第18条（福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例第8条の8の2）に係る世帯等の区分について、次のとおり届け出ます。												
世帯等の区分 (該当するものを ○で囲むこと。)	① 世帯主である職員（扶養親族のある職員） ② 世帯主である職員（その他の世帯主である職員） ③ その他の職員											
同居者及び扶養親族 (別居を含む) の状況	氏名	続柄	生年月日	扶養親族 (○印を付す)	同居の別	生計の単位 (同一の場合は ○印を付す)	職業 (職員の場合は 勤務先)	年 収 額				
	郡山 二郎	本人						給与	月額275,200円			
	華子	妻	S61.9.4		同居	○	安積高校	給与	月額291,300円			
	和宏	子	H24.5.6	○	同居	○	—	—	—			
	英喜	子	H26.9.1	○	同居	○	—	—	—			
	香	母	S30.11.3	○	同居	○	—	—	—			
	申立欄	年収額は、現時点では若干妻が上回っていますが、 子は私の扶養親族としており、また実質的に生計は 私の収入で主に賄っております。						備考	配偶者の世帯等の区分「3」 ※配偶者の所属に確認すること			
下記のとおり認定する。 <span style="float: right;">福島県教育委員会</span>												
※ 認定 欄	基準日	4・11・1	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
	認定年月日	4・10・23										
	居住地要件	○										
	地域等区分	8										
	世帯等の区分	1										
	世帯等区分、 居住地の変更 年月日及び変更 事由		・	・	・	・	・	・	・	・	・	
認定権者	担当者											

※世帯等の区分コード 世帯主である職員（扶養親族のある職員）・・・「1」  
 世帯主である職員（その他の世帯主である職員）・・・「3」 その他の職員・・・「4」

## 世帯等の区分の変更届出書

さきに届け出た世帯等の区分、又は居住地（※）に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

### 記

#### 1 変更内容

世帯等の区分

- 世帯主である職員（扶養親族のある職員）
- 世帯主である職員（その他の世帯主である職員）
- その他の職員

■ 居住地（※）

須賀川市西川字西田365-1

#### 2 変更事由（具体的に記入すること。）

令和4年11月18日に須賀川市に家を新築し移転をしたため、居住地要件を満たさなくなったため。

#### 3 変更の事実の生じた日

令和4年11月18日

令和4年11月20日

任命権者 福島県教育委員会 様

所属名 湖南高校

職・氏名 教諭 郡山 二郎

※居住地の変更届出については、指定公署に在勤している職員のみが対象となること。

様式第1号

記入例6

世帯等の区分届出書

令和4年10月9日提出

任命権者 福島県 教育委員会様	勤務公署	湖南高校			所属コード	7	9	2	3	0																																																	
	職名	教諭	氏名	郡山 二郎	職員番号	3	4	5	6	7	8	9																																															
	住所	郡山市麓山1丁目1番1号																																																									
居住の状況	<input type="checkbox"/> 自宅等 (所有権: <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無、) <input checked="" type="checkbox"/> 自宅等以外																																																										
職員の給与に関する条例第18条（福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例第8条の8の2）に係る世帯等の区分について、次のとおり届け出ます。																																																											
世帯等の区分 (該当するものを○で囲むこと。)	① 世帯主である職員（扶養親族のある職員） ② 世帯主である職員（その他の世帯主である職員） ③ その他の職員																																																										
同居者及び扶養親族 (別居を含む) の状況	氏名	続柄	生年月日	扶養親族 (0印を付す)	同居の別	生計の単位 (同一の場合は0印を付す)	職業 (職員の場合は勤務先)	年 収 額																																																			
	郡山 二郎	本人						給与	月額275,200円																																																		
	華子	妻	S61.9.4		同居	○	安積高校	給与	月額291,300円																																																		
	和宏	子	H24.5.6	○	同居	○	—	—	—																																																		
	英喜	子	H26.9.1	○	同居	○	—	—	—																																																		
	香	母	S30.11.3	○	同居	○	—	—	—																																																		
	申立欄	年収額は、現時点では若干妻が上回っていますが、子は私の扶養親族としており、また実質的に生計は私の収入で主に賄っております。					備考	配偶者の世帯等の区分「3」 ※配偶者の所属に確認すること																																																			
下記のとおり認定する。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="6">福 島 県 教 育 委 員 会</td> </tr> <tr> <td>基 準 日</td> <td>4・11・1</td> <td>4・12・1</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>※ 認定年月日</td> <td>4・10・23</td> <td>4・11・20</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>居住地要件</td> <td>○</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域等区分</td> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>世帯等の区分</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>世帯等区分、居住地の変更年月日及び変更事由</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">・ ・</td> <td colspan="3">4・11・18 住居移転により要件喪失</td> </tr> <tr> <td>認定権者</td> <td>担当者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>												福 島 県 教 育 委 員 会						基 準 日	4・11・1	4・12・1	・	・	・	※ 認定年月日	4・10・23	4・11・20				居住地要件	○	×				地域等区分	8					世帯等の区分	1	1				世帯等区分、居住地の変更年月日及び変更事由	・ ・		4・11・18 住居移転により要件喪失			認定権者	担当者				
福 島 県 教 育 委 員 会																																																											
基 準 日	4・11・1	4・12・1	・	・	・																																																						
※ 認定年月日	4・10・23	4・11・20																																																									
居住地要件	○	×																																																									
地域等区分	8																																																										
世帯等の区分	1	1																																																									
世帯等区分、居住地の変更年月日及び変更事由	・ ・		4・11・18 住居移転により要件喪失																																																								
認定権者	担当者																																																										

※世帯等の区分コード 世帯主である職員（扶養親族のある職員）・・・「1」  
 世帯主である職員（その他の世帯主である職員）・・・「3」 その他の職員・・・「4」

世帯等の区分届出書

令和4年1月4日提出

任命権者 福島県 教育委員会様	勤務公署	会津高等学校			所属コード	7	9	4	0	0		
	職名	常勤講師	氏名	坂下 大吉	職員番号	4	5	6	7	8	9	0
	住所	会津若松市追手町7-31										
居住の状況	<input type="checkbox"/> 自宅等 (所有権: <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無、) <input checked="" type="checkbox"/> 自宅等以外											
職員の給与に関する条例第18条（福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例第8条の8の2）に係る世帯等の区分について、次のとおり届け出ます。												
世帯等の区分 (該当するものを ○で囲むこと。)	1 世帯主である職員（扶養親族のある職員） ② 世帯主である職員（その他の世帯主である職員） 3 その他の職員											
同居者及び扶養親族 (別居を含む) の状況	氏名	続柄	生年月日	扶養親族 (0印を付す)	同居別居 の別	生計の単位 (同一の場合は 0印を付す)	職業 (職員の場合は は勤務先)	年 収 額				
	坂下 大吉	本人	/	/	/	/	/	給与	月額	275,200円		
申立欄							備考					
下記のとおり認定する。 <span style="float: right;">福島県教育委員会</span>												
※ 認 定 欄	基準日	5・2・1		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		
	認定年月日	5・1・11										
	居住地要件											
	地域等区分	8										
	世帯等の区分	3										
	世帯等区分、 居住地の変更 年月日及び変	/										
認定権者	担当者											

※世帯等の区分コード 世帯主である職員（扶養親族のある職員）・・・「1」  
 世帯主である職員（その他の世帯主である職員）・・・「3」 その他の職員・・・「4」

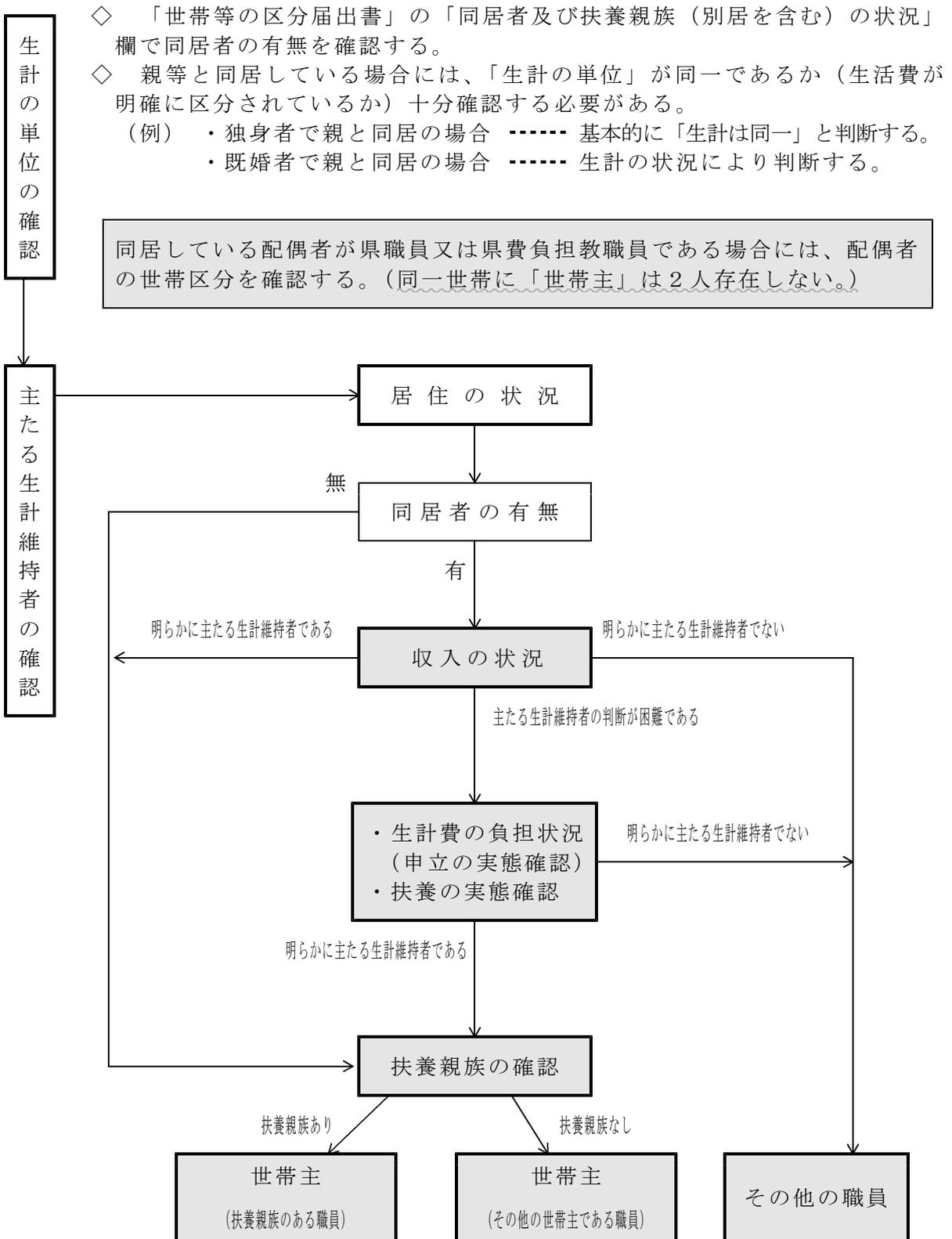
### Ⅲ 世帯等の区分の確認・認定

#### 1 用語の意義等

用語	意義・解説
基準日	毎年11月から翌年3月までの各月初日をいう。
支給地域	<p>○会津若松市 ○喜多方市 ○田村市            ○安達郡のうち大玉村 ○岩瀬郡のうち天栄村            ○南会津郡 ○耶麻郡 ○河沼郡 ○大沼郡            ○西白河郡のうち西郷村及び中島村            ○石川郡のうち石川町及び浅川町 ○田村郡            ○双葉郡のうち川内村及び葛尾村 ○相馬郡のうち飯館村</p> <p>※市町村名については、H26.4.1 現在の行政単位とし、その後、将来における合併等は考慮しない。(支給規則別表8の2参照)</p>
指定公所	給与支給規則別表第8の3及び市町村規則4の5に規定する公署
扶養親族	給与条例第8条第2項に規定する扶養親族をいう。
世帯	住居及び生計を一にしている生活単位
	◇ 配偶者と別居している場合には、「別世帯」として取り扱う。 → 居住地が異なるため。
生計	暮らしていくために必要な費用・生活費
世帯主である職員	主としてその収入によって世帯の生計を支えている者 (給与支給規則第33条の9の2に規定する職員)
	<p>◇ 世帯主の判断方法            寒冷地手当においては、主たる生計維持者が、その住居における暖房費用についても主たる負担者であるとの判断にたち、その世帯の構成員のうちで最も収入が多く、世帯において、中心となって生計を支えている者を「世帯主」として認めることとしている。</p> <p>よって、基本的には、「収入の多寡」により、世帯主の判断を行うが、それにより難しい事情がある場合には、家計の状況等について、「職員からの申立て」を求め、総合的な観点から判断することになる。</p> <p>(注) 世帯区分を認定する場合の収入は、扶養親族認定における所得の取扱いに準じて取り扱うこと。</p> <p>◆ 同程度の収入を有する場合の取扱い            ○職員の収入&gt;他の構成員(両親・配偶者等)            原則として、「世帯主」として取り扱う。</p> <p>ただし、両親や祖父母等と同居している独身者については、両親や祖父母等が「扶養手当」、「共済組合」、「扶養控除申告書」いずれの被扶養者にもなっていない場合(父母双方が無職かつ父母それぞれの年金収入が職員の収</p>

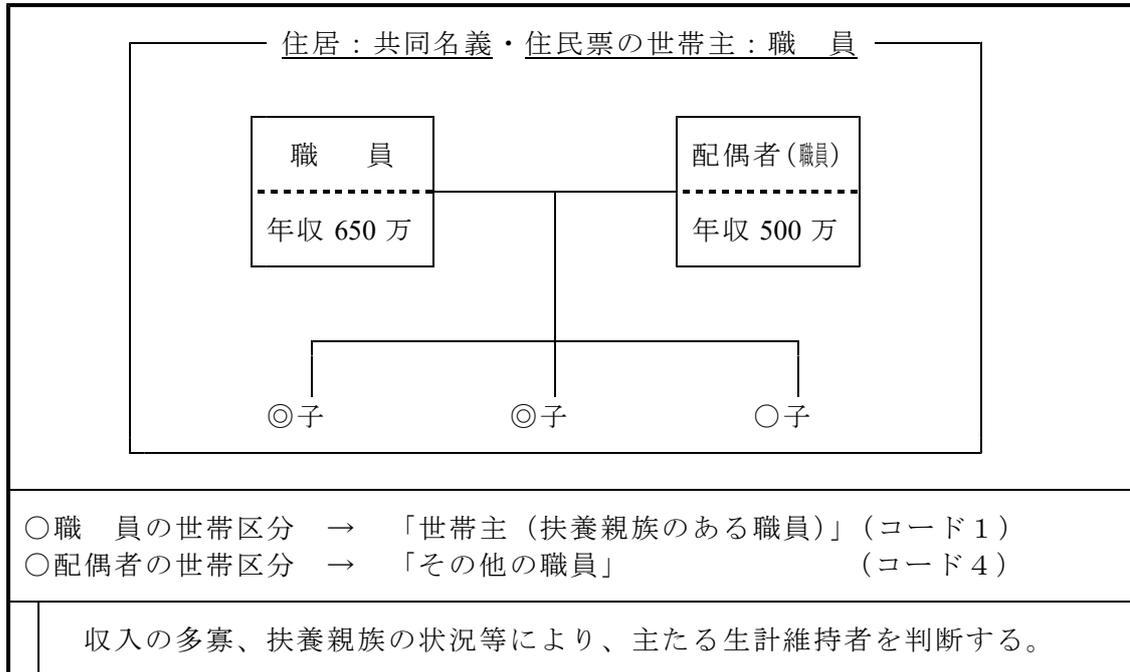
<p style="text-align: center;">〔 世帯主で ある職員 〕</p>	<p>入を下回る場合を除く)は届出書の「申立欄」により職員本人が世帯の生計を維持している(食費・光熱費・住居費等を負担している)ことを確認する。</p> <p>○職員の収入≦他の構成員(両親・配偶者等) 基本的には「その他の職員」として取り扱う。 職員と他の構成員の収入が同じ場合又は収入の低い職員から「世帯主」として届出があった場合には、届出書の「申立欄」の内容により、生計の実情、扶養親族の認定状況等、総合的な観点から判断すること。 → 届出書の「申立欄」で内容が十分確認できない場合には、さらに職員からの「申立書」、所得証明書等の証明書類の提出を求め、事実関係を明らかにする必要がある。(運用基準第5第5項) なお、職員と配偶者の収入額の差が1割未満の場合は「世帯主」として取り扱うこと。</p> <p>◆住民票との整合性について 「住民票の世帯主」と「主たる生計維持者」とは必ずしも一致しないことから、住民票の世帯主の表記にとられることなく、世帯構成員の収入の多寡、扶養親族の認定状況、生計の状況等、総合的な観点から、世帯主を判断することになる。 例えば、父が住民票上「世帯主」であっても、無職・無収入である場合や、職員と比較して、収入が著しく低いため、職員が生計費を最も多く負担している場合には、職員を「世帯主」とすることができる。</p> <p>◆臨時的任用職員について その職員の任用期間、給与額等を考慮して判断する。</p> <p>◇世帯主の判断の時点 基準日における主たる生計維持者を判断(認定)するものであることから、事由(育休、昇任等)によって変動する場合もある。</p>
<p>その他の職員</p>	<p>「世帯主である職員」以外の職員</p>

## 2 世帯等の区分の確認・認定のフロー

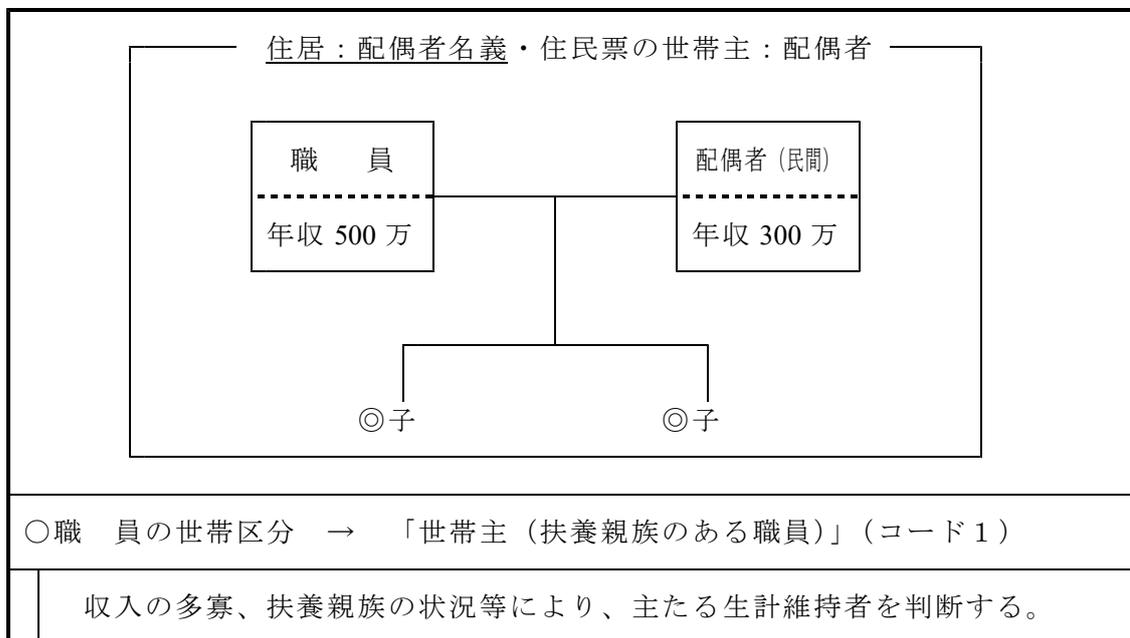


<具体的な認定例>

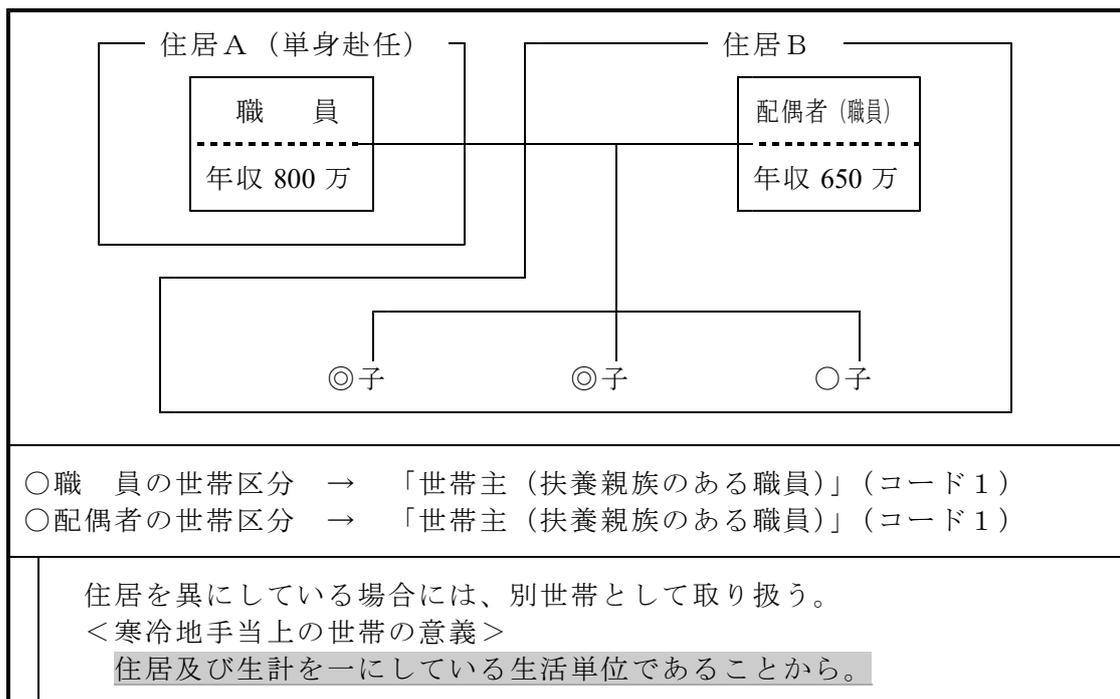
① 夫婦が同居している場合Ⅰ (◎：職員の扶養親族、○：配偶者の扶養親族)



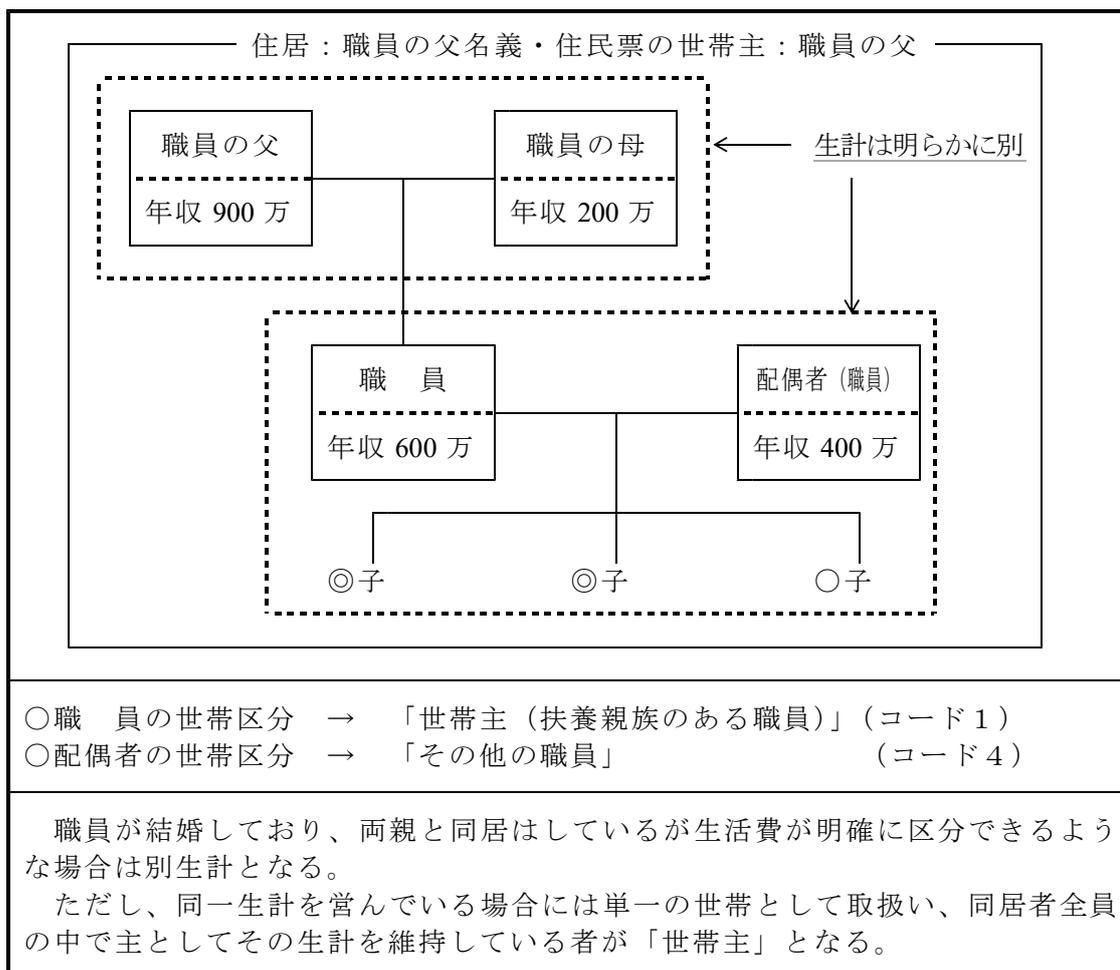
② 夫婦が同居している場合Ⅱ (◎：職員の扶養親族、○：配偶者の扶養親族)



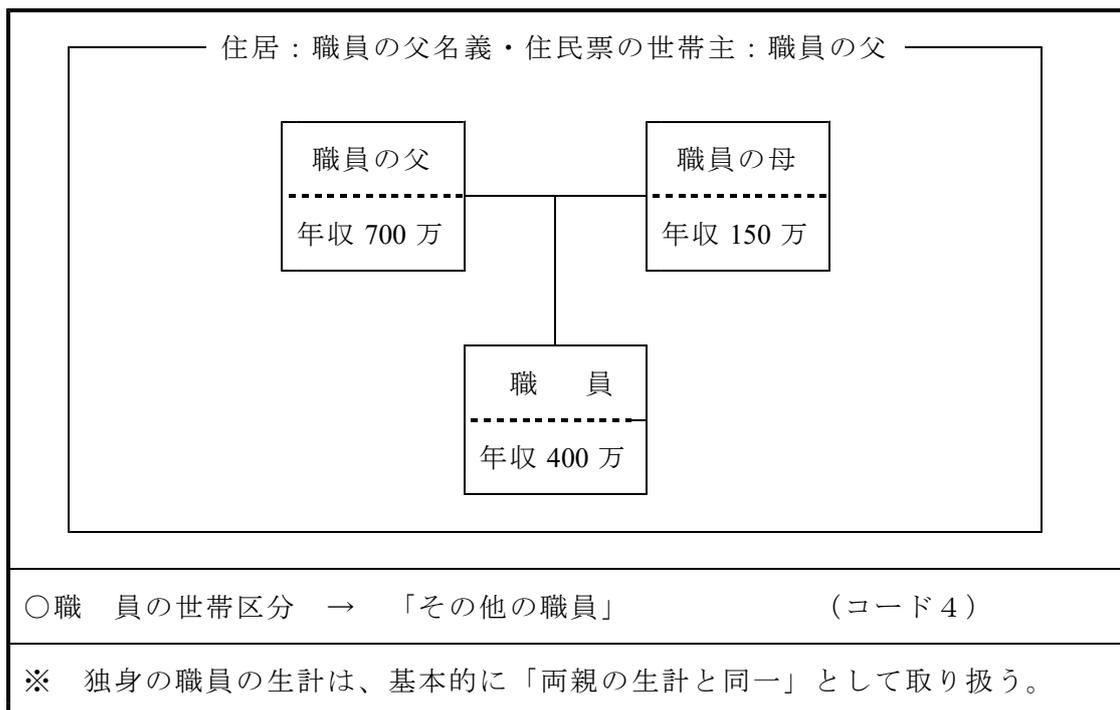
③ 夫婦が別居している場合 (◎：職員の扶養親族、○：配偶者の扶養親族)



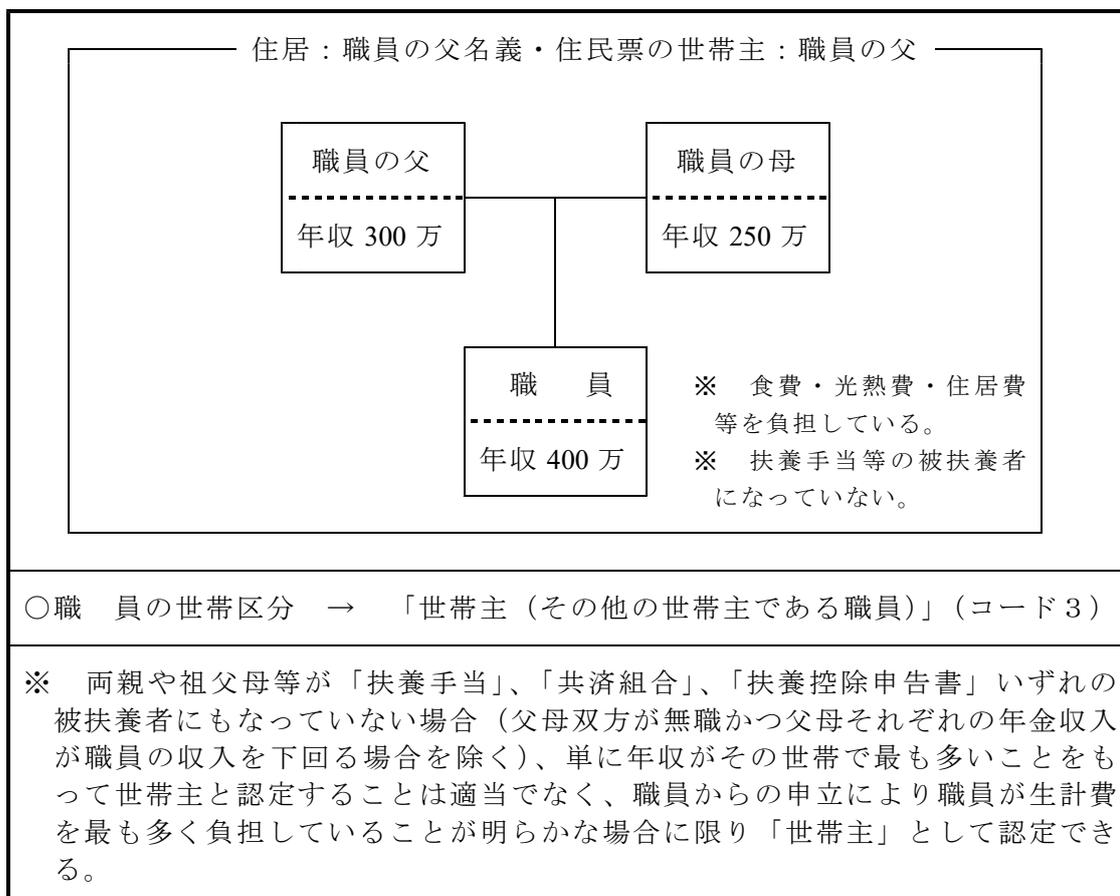
④ 両親と同居している場合 I (◎：職員の扶養親族、○：配偶者の扶養親族)



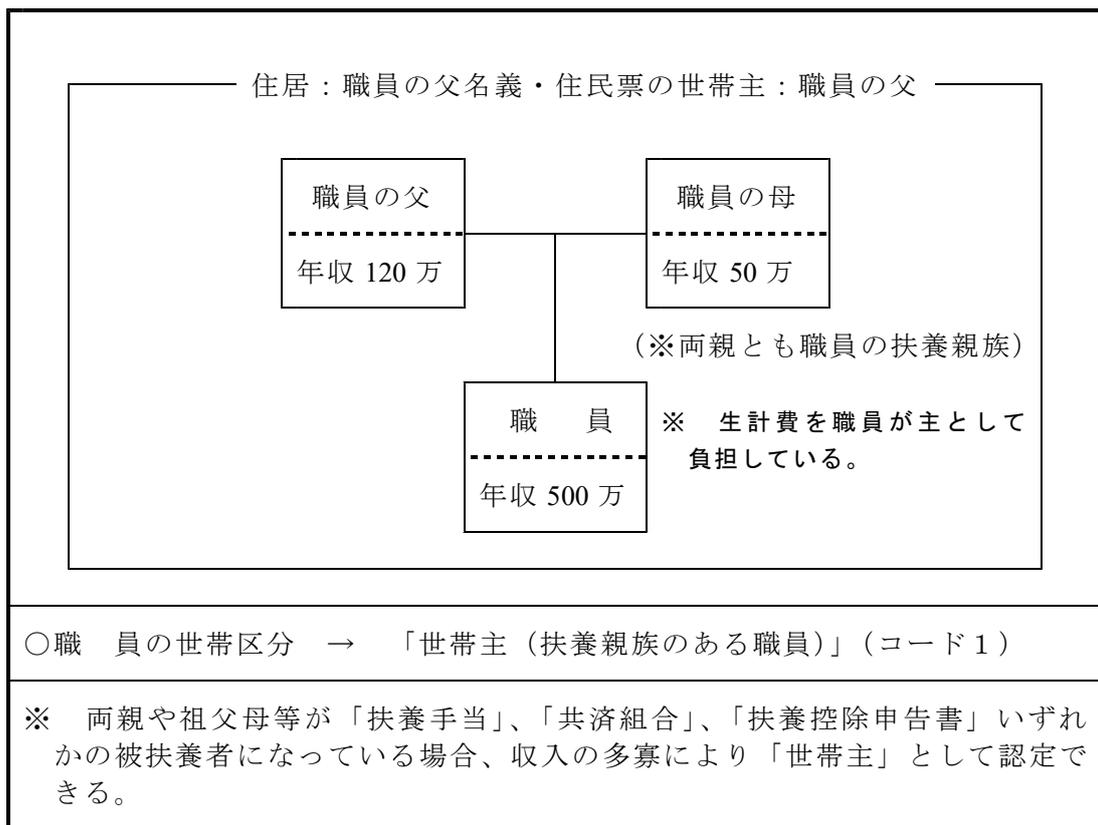
⑤ 両親と同居している場合Ⅱ（独身者の場合3-1）



⑥ 両親と同居している場合Ⅲ（独身者の場合3-2）



⑦ 両親と同居している場合Ⅳ（独身者の場合 3 - 3）



### 3 扶養親族の増減による世帯等の区分の変更時期

(扶養親族の増減により、世帯等の区分に変更が生じる場合)

◆ 扶養親族の増の場合：世帯等の区分の変更の事実が生じた日は、扶養親族届が事実の生じた日から 15 日以内に提出された場合は、扶養親族異動の事実の生じた日 ただし、15 日を超えて扶養親族届があった場合は、扶養親族届を受理した日
◆ 扶養親族の減の場合：世帯等の区分の変更の事実の生じた日は、扶養親族異動の事実の生じた日
※ 扶養手当の開始・改定・終了年月と整合を図る必要がある。

#### < 扶養親族の増認定の場合の取扱い・世帯主である場合 >

(1) 事実発生日から 15 日以内に届出があった場合

① 届出受理 (添付書類) : 30 日以内 (P25 記入例 4 参照)

扶養親族認定	なし					子 1 人 (10,000 円)
寒冷地手当				◆		扶養親族あり (世帯区分=1 支給開始年月 11 月~)
	10/1	10/29	11/1	11/9	12/1	
		子 出生	(基準日)	届出・受理	(基準日)	

② 届出受理 (添付書類) : 30 日超 (P25 記入例 5 参照)

扶養親族認定	なし					子 1 人 (10,000 円)
寒冷地手当			◇		◆	扶養親族あり (世帯区分=1 支給開始年月 12 月~)
	10/2	10/4	11/1	11/5	12/1	
	子 出生	届出	(基準日)	届出受理	(基準日)	

(2) 事実発生日から 15 日を超えて届出があった場合 (P25 記入例 6 参照)

扶養親族認定	なし					子 1 人 (10,000 円)
寒冷地手当			◇		◆	扶養親族あり (世帯区分=1 支給開始年月 3 月~)
	1/1	1/5	2/1	2/22	3/1	
	(基準日)	子 出生	(基準日)	届出・受理	(基準日)	

< 扶養親族の減認定等の場合の取扱い・世帯主である場合 >

(1) 事実発生日から15日以内に届出があった場合 (P25 記入例7参照)

扶養親族認定	配偶者 (6,500 円)			なし
寒冷地手当			◇ 扶養親族なし	〔世帯区分=3 支給改定年月11月~〕
	10/1	10/15	10/25	11/1
		配偶者所得超過	届出・届出受理	(基準日)

(2) 事実発生日から15日を超えて届出があった場合 (P25 記入例8参照)

扶養親族認定	配偶者 (6,500 円)	なし		
寒冷地手当		◇ 扶養親族なし	〔世帯区分=3 支給改定年月11月~〕	
	10/2	11/1	12/1	12/20
	配偶者所得超過	(基準日)	(基準日)	届出・届出受理 (基準日)

< 扶養親族の減・増認定等の場合の取扱い・世帯主である場合 >

(1) 事実発生日から15日以内に届出があった場合  
届出受理 (添付書類) : 30日以内 (P25 記入例9参照)

扶養親族	配偶者 (6,500 円)	なし		配偶者 (6,500 円)
寒冷地手当		◇ 扶養親族なし (世帯区分=3)		◆ 扶養親族あり (世帯区分=1)
	11/23	12/1	12/25	1/1
	配偶者所得超過 (届出・受理)	(基準日)	配偶者所得限度内 (届出・受理)	(基準日)

(2) 事実発生日から15日を超えて届出があった場合 (P25 記入例10参照)

扶養親族	配偶者 (6,500 円)	なし			配偶者 (6,500 円)
寒冷地手当		◇ 扶養親族なし (世帯区分=3)			◆ 扶養親族あり (世帯区分=1)
	11/23	12/1	1/5	2/1	2/5
	配偶者 所得超過	(基準日)	配偶者 所得限度内	(基準日)	届出・受理 (基準日)
					3/1 (減認定・増認定)

## Ⅳ 電算入力事務

### 1 作成書類等

区 分	年度当初（11月1日）の基準日	世帯区分等の変更 （基準日以後の採用・異動を含む）
作 成 者	認 定 権 者	
作成書類	給与マスター基本（修正）通知書9 （カードNo.095）※ブーメラン通知書	給与マスター基本（修正）通知書9 （カードNo.095）
提出期限 （入力）	別途通知する日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各月の電算入力通知書締め切り日</li> <li>・各月の給与入出力締め切り日</li> </ul>
提 出 先	<p>市町村立学校職員：所属 → 教育事務所 → 職員課</p> <p>県立学校及び事務局職員のうち 庶務システムの対象外職員：(1) 11月例月処理の給与入出力システム入力期限日までは、ブーメラン通知書又は通知書9を職員課へ提出。 (2) 11月例月処理の給与入出力システム入力期限日後は、12月例月処理以降に給与入出力システムにより入力。</p>	

### 2 作成方法

- (1) 給与マスター基本（修正）通知書9（カードNo.095） .....（P-24）  
 ※ブーメラン通知書（別途通知）
- (2) 給与マスター基本（修正）通知書9（カードNo.095） .....（P-25）
  - ① 作成事由（例示）
    - すでに提出したブーメラン帳票の内容を修正する場合
    - 基準日の翌日以降の扶養親族の異動等により、世帯等の区分の変更がある場合
    - 基準日の翌日以降、支給地域の採用者に寒冷地手当を支給する場合

② 記入方法

項 目		カラム	記 入 内 容
現所属	① 地域区分	20	該当する地域区分を記入すること。
	② 世帯区分	21	「世帯等の区分届出書」で認定した世帯区分を記入すること。
⑤ 「自・至」年月		29 ~ 38	支給開始となる年月を「自」年月欄に記入すること。 ※ 電算入力した月から支給開始する場合は、省略できること。

3 寒冷地手当関係コード表

(1) 地域等区分コード

区分・コード		
支 給 地 域 (指定公署を含む。)	札幌市	9
	札幌市以外	8

(2) 世帯区分コード

区分・コード	
世帯主である職員（扶養親族のある職員）	1
〃 （その他の世帯主である職員）	3
その他の職員	4